

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部会館駐車場	評価主体	市民部 西部出張所総務課
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	交通渋滞の要因となる路上駐車場の解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(月1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和6年6月12日
-------------	---	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	27,912,700	3,882,200	-	35,506	366	-	-	-
令和4年度	27,912,700	3,425,400	-	42,561	365	-	-	-

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になった影響もあり、学園前ホールや公民館におけるイベント時間が増加した。利用者数は減少しているが、利用時間が増加したことに伴い、歳入が増加したと考えられる。

特記事項

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市営駐車場条例及び施行規則に基づき、公正・公平かつ適正な運営を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業活動の透明性を確保するために指定管理者においても情報公開要綱を策定し、情報公開の請求があれば速やかに公開できるように関係資料等を作成、保管している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の出資法人会社として、一般民間組織以上に法令を遵守するため、職員に必要な教育が行われている。また、徹底を図るために必要なチェック体制の充実に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	経理の実施について、商法・会社法等に基づき、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効率的な管理の観点から、その特性を十分に把握した上で必要な保守点検を行い、備品等については、備品台帳等を備え、無駄のない維持管理を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	迅速な避難誘導・安全対策がとれるように各種マニュアルを作成し、職員の指導・訓練に努めるとともに、施設管理者として保険に加入し、必要な対応を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、経済活動をコロナ前に戻していくという国の施策も影響し、使用料金の収入は回復基調にある。この傾向は今後も続いていくと思われ、事業についても計画通りに行われた。	B
	自主事業実施計画	-	-	-
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	駐車場を利用する市民の状況を瞬時に判断し、より良いサービスを提供している。また苦情・トラブルについて、すぐに対応可能なことは迅速に対応し、判断を要することは市に速やかに報告し、対応を協議している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	設備等が耐用年数を経過し、維持管理に対する労力が増える中、創意工夫により保守点検の合理化や光熱水費の節減等の管理の比較検討を常に行うことで、これまでと同等の経費で運営を行っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	労働三法を遵守しながら柔軟かつ効率的な職員配置、勤務体制を実施した。避難訓練及び常駐警備研修・施設設備研修等を積極的に受講するとともに、公安委員会が定める現任教育を半期に一度受講することで、知識及び能力を向上させ、職員の習熟度を上げ、臨機応変な対応を可能にしている。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理経験、実績を生かした、より効率的かつ効果的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に健全に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	長期にわたる安定的な経営状態である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	類似施設の管理経験を生かし、経費の節減に積極的に取り組みつつ、駐車場の人員のスキルの向上を図り創意工夫による質の高い管理運営を行っている。なお、市の施策による運営上の軽微な変更等が生じた場合でも、速やかに対応し、常に市民サービスを重視した施設運営を心掛けている。概ね事業計画の水準であり、内容によってはそれ以上の水準で管理運営を行っていると判断できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬梅の資料館	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで (3年間)
設置目的	月ヶ瀬梅林に係る梅の資料を有効活用し、本市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に共するため、月ヶ瀬梅の資料館を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地検査(年1回)	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査実施日	令和6年6月28日
-------------	--	------------	-------------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	9,000,000	-	17,600	13,508	306	-	-	-
令和4年度	9,000,000	-	17,900	15,771	308	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入館は無料で、誰でも気軽に利用できる。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かい案内業務を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開実施規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	火気の使用には十分注意し、退館時の確実な施錠により、盗難、火災等の防止に努めた。開館時間中も巡回するなど日々注意を行った。トラブル発生時の対応として、職員間での連絡体制を確立した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	退館時には、責任者のチェックなど確実な施錠による盗難等の防止や火の元の確認により火災の防止に努めた。夜間や休館日等の対応として、警備会社へ委託し非常事態発生に備えた。緊急時には、即時対応することができるよう日頃から各関連機関との連絡を密にすると共に、職員間の連絡体制を整備している。職員に対する危機管理意識の高揚を図った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の中心となるべき施設であるということを考えながら、施設の安全性に留意することはもちろんのこと、月ヶ瀬を再訪問したくなるような事業を実施した。月ヶ瀬の情報発信源として、月ヶ瀬だけでなく奈良市内一円の最新情報の提供を心がけた。また、墨書や墨絵など梅や桜に関わる資料の展示、紹介を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりでは、館内において写真コンクールを実施するなど、梅まつりに積極的に関わった。また、梅まつり実施期間中は、休館日を臨時開館するなど観光客や市民に対してサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	月ヶ瀬のマップやチラシ等だけでなく、近隣地域のチラシ等を取り揃え情報発信した。また、資料の充実を図りリピーターの増加に努めた。ホームページの管理等、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できており、運営上必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	月ヶ瀬の歴史や観光案内に精通し接客にも優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、館長、事務職員、作業職員による管理体制をとった。梅まつりなどの繁忙期には、臨時職員を雇用するなどサービスの低下につながらないように注意した。各施設の管理をスムーズに行えるよう、施設について熟知することはもちろん、観光案内に対する知識の向上に努めた。随時知識の共有の場を設け、職員間での観光情報の提供・交換等を行うことにより正しい理解と認識を深めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	観光案内施設として、月ヶ瀬に関する知識や地元としての意見等が十分に反映されていたといえる。職員も地元の住民として月ヶ瀬に精通しており、業務に適している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	月ヶ瀬にはなくてはならない団体として認知されている。会費等による自主財源もあり、指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に当たったの基本方針や事業計画、協定書などに基づき適かつ効果的に行なわれた。観光産業の振興と地域振興の拠点であり、観梅期間だけでなく四季を通じての年間観光情報、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等月ヶ瀬ブランドの発信基地としての活用がより一層求められている。
指定管理者に対する指示・指導事項	観光産業の振興と地域振興の拠点であり、観梅期間だけでなく四季を通じての年間観光情報、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等月ヶ瀬ブランドの発信基地としての更なる活用を図るための情報発信等PRの充実強化と共に、地域内外の団体等と連携を図るなど、より一層の取り組みを行い年間を通じて来館頂けるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来館頂けるよう、情報発信等PRの充実強化と共に地域内外の団体等と連携を図り、ホームページの充実に取組むことができていた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで (3年間)
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行なうことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図るため、農畜産物処理加工施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地検査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会 	実地調査実施日	令和6年6月28日
-------------	---	------------	--	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	-	307,981	400	270	282	-	-	-
令和4年度	-	383,990	500	362	271	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市農畜産物処理加工センター条例により、地域住民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう管理を行った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、理事、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検を行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の管理運営を行うと共に、農産加工グループを中心に地域住民の利用促進に努め、地域特産品の生産振興を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新規特産品(梅シロップ・梅ジャム・梅チョコ等)の開発や加工を行い、農産物付加価値と特産品PRを行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域で一人でも多く利用していただくよう機械の使用手法等の指導に努めた。また、原材料・資材等の購入についても、農家との購入窓口になり、安心安全性に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働基準法を厳守し、効果的な職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点について理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、自治会駐車場の開放と観光案内を心がけた。	B

5. 総合評価

総合評価	農産物加工グループを中心に地域住民等の利用促進に努め、地域特産品の開発に努力していることは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も、新規特産品の開発と各種PRやイベント等へ参画により販路拡大に努めるとともに、地域住民の活動の場として利用促進に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	新規特産品の開発と各種PRなど販路拡大に努めると共に、地域住民の活動の場として利用促進に努めてくれた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	農林漁業体験実習館（ロマンピア月ヶ瀬）	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで (3年間)
設置目的	地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化及び交流人口の拡大に資するため農林漁業体験学習館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地検査(年1回)	利用者の満足度調査等	利用後に意見・要望等を聞き取り調査	実地調査実施日	令和6年6月28日
-------------	--	------------	-------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	-	2,375,610	11,300	10,919	267	-	-	-
令和4年度	-	3,814,060	11,100	8,718	300	-	-	-

変動の大きい指標の変動理由
アウトドア需要の増加に伴い、全国的にアウトドア施設ができたことにより客足が分散し、利用料金収入の減少に繋がったと思われる。
イベント開催機会が減少したことに伴い、開館日数が減少したと思われる。

特記事項
平成18年度より指定管理者制度導入

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適切に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売するとともに、体験実習館としての施設本来の体験、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間は、月ヶ瀬地域特産物PRと観光案内を行った。また、施設利用者以外の観光客にも駐車場の開放を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	観光ツアーやイベントの受入れをはじめとする各種PRに努め、利用促進を図った。梅まつりの観梅期間中は、一人でも多く利用していただくよう、休憩の場として開放し、お茶を無料にて提供した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的な職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、館長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に利用できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、駐車場の開放と観光案内を心がけた。	B
	経費縮減に対する方策	創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	体験学習やイベント等には、地域の農業者や自治会からボランティアとして協力いただき、人件費の削減に努めた。	B

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、ツアーの受け入れ等体験学習館としての施設本来の体験や地域文化を通じて都市住民との交流を図り、維持管理に努めたことが評価できる。また、RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適なま旅を提供したことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設利用者を増加させるため、奈良晒・体験学習・RVパーク等積極的に活動の工夫を図る必要がある。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	観光シーズン(観梅期)以外の施設利用者の拡大を図るため、奈良晒・体験学習・RVパーク等の積極的な広報活動の工夫と充実を図る必要がある。また、月ヶ瀬の一部地域のものとしてではなく、他団体や他施設との連携を強化し、地域ぐるみでの取組みとしていく必要もある。その中で、RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適なま旅を提供したことや、地域活性化推進事業の誘客部会の取組みとして、ロマントピア月ヶ瀬施設を主体に事業を行うことができていた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	梅の郷月ヶ瀬温泉	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	株式会社 月ヶ瀬振興協会 (公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで (3年間)
設置目的	市民の健康増進及び観光の振興を図るため、温泉施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地検査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会 	実地調査実施日	令和6年6月24日
-------------	---	------------	--	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	-	49,667,000	80,000	83,226	316	-	-	-
令和4年度	-	44,715,000	67,100	75,211	291	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成20年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市温泉条例により、市民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう管理を行った。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かい案内業務を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	業務仕様書に基づき、利用者の安心・安全・快適をモットーに従前の体制を確保しながら、サービスの低下を招かぬよう、自社からの提案などによる効果的な管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	安全で衛生的な施設の管理のため、環境衛生関係・施設管理関係・その他食品衛生法及び同法の関連法規、諸基準を厳守し、より積極的な衛生管理を行い、特にレジオネラ症の予防については恒常的かつ細心の注意を怠らないよう必要な措置を取るよう努めた。非常時の対策については、市や関係機関への連絡又は、応援を求めると、必要な措置を講じた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということを考えながら、施設の利用促進、利用者増への取組みと併せ、温泉の効果をHP等で積極的にPRを行った。フードゾーンにおける料理については、地産地消を基本とした郷土料理をテーマに提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉のホームページを管理し、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	面接審査により接客に優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、総支配人、支配人、業務担当職員、臨時職員による管理体制をとった。梅まつり期間、連休などの繁忙期には、職員を増員し、サービスの低下につながらないように注意した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	以前の管理運営経験者もスタッフとして積極的に雇用し、ノウハウについても熟知しており施設管理に効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	顧問となる公認会計士に適時チェックと評価を依頼すると共に、温泉の運営の専門家の意見を得て、経営体制を整えた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉を基軸にした長期・短期、奈良市内と連携したタイプ別複数観光ルートプランの作成とPRにむけ計画に取組中であり、地域内の各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の拠点としての役割を担った。	B

5. 総合評価

総合評価	梅の郷月ヶ瀬温泉の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行なうことができた。また、地域の観光拠点の施設として、HP等を通じて温泉の効能、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等健康を提供し、観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場したり、隣接キャンプ場等との連携を行う等、施設の利用促進や利用者増への取組みを積極的に行なった。
指定管理者に対する指示・指導事項	年間を通じて多くの方が利用頂けるために、情報発信等PRの充実強化を行い、地域の団体等と連携を図り中心的立場で地域活性化を図るよう指導を行った。 また、来場者が快適に施設利用ができるように施設管理と、設備の非常事態にも対応できるように従業員教育と、施設間連携が出来るよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が利用頂けるように地域の団体等と連携しながら、情報発信等のPRの充実強化とホームページの積極的な更新等、利用者増に向け、積極的な取組みを行っていた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	月ヶ瀬温泉ふれあい市場	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	株式会社 月ヶ瀬振興協会 (公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで (3年間)
設置目的	地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売及び情報の発信を行なうことにより、当該地域の活性化、住民の所得及び就業意欲の向上並びに消費者との交流を図るため、特産品等直売施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地検査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会 	実地調査実施日	令和6年6月24日
-------------	---	------------	--	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	-	-	72,000	71,819	318	-	-	-
令和4年度	-	-	73,300	71,160	318	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理運営を行うと共に、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を販売すると共に、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域の各団体と連携を密にしている広報等、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、店長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に購入できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理に当たったの基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行うことができた。また、梅やお茶など、月ヶ瀬地域の農産物と加工品等の販売等利用促進への取組みを積極的に行った。
指定管理者に対する指示・指導事項	来場者が年間を通じ安心して快適に利用できるとともに、更に多くの方々に来ていただける施設となるように、管理を充分に行うよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう、他地域との連携や情報発信等PRの充実強化等、利用者増への取組みを積極的に行っていた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	湖畔の里つきがせ	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで (3年間)
設置目的	地域で生産される茶その他の農林水産物を販売するとともに、地域の食材を利用した郷土料理等を提供することにより、地域の活性化、農家所得の向上等を図るため、農林水産物直売・食材供給施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地検査(年1回)	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査実施日	令和6年6月28日
-------------	--	------------	-------------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	-	-	30,600	29,412	309	-	-	-
令和4年度	-	-	29,600	32,285	307	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということを考えながら、施設の利用促進、利用者増への取組みと併せ、HP等で積極的にPRを行った。フードゾーンにおける料理については、地産地消を基本とした料理を提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域団体等と連携を密にしての広報と湖畔の里つきがせのSNSを活用し、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点について理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、またリピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	湖畔の里つきがせの管理にあたっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき、適正かつ効果的に行なわれた。また、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等を提供し、観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場する等、利用者増への取組みを積極的に行った。
指定管理者に対する指示・指導事項	地域の観光振興に努め、オフシーズン(観梅期間外)も観光施設や交流施設として利用促進を図るよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう、情報発信等PRの充実強化するため、他地域との連携や、地域団体等のホームページへの掲載、SNSの積極的な更新等、利用者増への取組みを積極的に行っていた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁農畜産物処理加工施設 奈良市都祁農林水産物処理加工施設	評価主体	市民部 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	一般社団法人 針ヶ別所未来開発 (公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで (1年間)
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図ることを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告の確認(月報)	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和6年7月25日
-------------	-----------------------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	—	—	—	—	346	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	340	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用について、奈良市農畜産物処理加工センター条例に基づき、利用者に対して公平な運営・管理が行われた。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理業務に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、必要に応じて提供できる体制を整えられた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	元国税査察官の職員が理事を務めることもあり、適正な経理で管理されていた。今後も、公の施設担当課として、指定管理者のモニタリングを行うとともに、定期的に経理の適正性を確保するための実地調査を行い、確認していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常的に点検を行うことで、施設の利用環境を良好に維持し、施設や設備等の保全を図られた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	閉館・閉館時には巡回による点検を行い、設備については専門業者による定期点検及び保守点検を行った。また、軽微なものについては、職員によって対応された。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	生産(1次)・加工(2次)・販売(3次)部門ごとで現状と計画が分けられており、概ね計画どおりに進められている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地域農産物を活用した特産品の研究および商品開発に取り組み、新規顧客開拓を視野に、ネット販売も指導している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の離農者の水田を活用し、収穫品は、加工センターでの活用やレストランへの卸売り、ネット販売を行っている。さらに、フードロス削減を意識した原材料の利用拡大を検討中である。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	年に1回以上、役員との個別面接を設け、職員からの要望や組織目標などの情報が共有されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	地場農産物や特産品の新たな加工品の工夫や開発を、他の類似施設と意見交換をしながら事業展開が行われた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	フードロス削減を意識した材料調達によるコスト削減や電気使用量の削減により、概ね安定的な事業運営が行われた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として、適切・効率的な運営及び事業が実施できた。
指定管理者に対する指示・指導事項	時節に応じた地域の農産物を積極的に活用して、加工した地場産品を地域外へ発信する取り組みを進めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	より付加価値の高い商品の開発、販路の拡大に努めてください。 →新商品の開発に取り掛かり、新たな販路を築きつつあり、また、フードロス削減にも意欲的に取り組まれている。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁交流センター	評価主体	市民部 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和7年3月31日まで (2年間)
設置目的	市民の文化の振興と福祉の増進を図るとともに、地域間交流を促進することを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告の確認(月報)	利用者の満足度調査等	イベントや自主事業ごとにアンケートを実施	実地調査実施日	令和6年6月24日
-------------	-----------------------------------	------------	----------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	25,988,305	838,200	9,400	12,187	270	—	9.8/ホール	—
令和4年度	33,893,000	886,700	9,300	12,152	272	—	12.6/ホール	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	当施設に係る条例・施行規則に基づき誠実に対応された。また、市・財団のホームページによる周知を行い、利用者の平等性を徹底された。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則や奈良市総合財団の情報公開要綱に基づき適正に対応された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	公の施設担当課として指定管理者のモニタリングを行うとともに、また3ヶ月に一度、奈良市総合財団の公認会計士による確認が行われていたが、一部の職員による不祥事が発生した。今後、定期的に経理の適正性を確保するための実地調査を行い、領収書等の証憑書類を基に、委託料が適正に執行されているかの確認を適宜行う。	否
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	耐用年数を大幅に超えている施設設備の現状を踏まえ、適切な保守点検業務委託を維持しつつ、管理費を可能な限り縮減するよう努められた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えている。また自衛消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制の確立に努められた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業計画どおりに実施された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考えた施設の維持管理業務が効率的・効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	台風による影響を除いては、計画どおり実施された。限られた予算の中で、創意工夫を取り入れた事業が計画されていた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	周辺公共施設や自治連合会や自治会にもチラシ等を配布するなど広報活動を実施された。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の削減が図られているか。	光熱水費・燃料費・委託費・人件費等の削減に努められた。しかし、世界情勢の影響等からくる燃料費高騰により、光熱費及び燃料費の高騰に見舞われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	社会福祉協議会や生涯学習財団を交えた、部門ごと・役職ごとの研修会が行われ、職員の資質向上にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを活かし、文化・スポーツ施設が連携できる環境整備に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財政体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	人づくり、地域づくりの拠点となるよう取り組まれたが、一方で、令和5年度末までの7年間、一部の職員による施設運営資金の不祥事があり、指定管理者となる意義や責務に欠ける一面も見受けられた。	C
	文化振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、文化振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進める文化振興計画に沿った運営をめざし、その地域に合った密着型の事業展開が文化振興につながると考えられている。	B
	施設の管理運営に関する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	常に利用者の目線で日々の管理運営を行い、地域間・世代間交流を意識した環境づくりに努められたが、一方で、令和5年度末までの7年間、一部の職員による施設運営資金の不祥事があり、管理運営に関する熱意や意欲に欠ける一面もあった。	C
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づいた管理運営が行われたが、一方で、令和5年度末までの7年間、一部の職員による施設運営資金の不祥事があり、行政との協働に欠ける一面もあった。	C

5. 総合評価

総合評価	概ね事業計画どおりに事業を実施することができ、利用の促進・サービスの向上が図られた。一方で、施設管理者として、一部職員による不祥事を未然に防ぐことができず、信頼回復を要することとなった。
指定管理者に対する指示・指導事項	管理者・所管課がより一層連携することで、利用者からの信頼回復、およびサービスの低下をすることなく施設の管理運営を進めてください。また、小規模でも継続できるような、地域に密着した自主事業の展開を図ってください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	引き続き、利用者の目線に立った安心・安全な施設運営に努めてください。また、小規模でも継続できるような、地域に密着した自主事業の展開を図ってください。 →地域間・世代間交流事業が多数開催され、その参加予定数2,140人に対し、3,560人が参加され、166%の増加となった。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁体育館	評価主体	市民部 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで (1年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに、文化の向上に資することを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告の確認(月報)	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和6年6月24日
-------------	-----------------------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	7,156,351	825,195	9,100	10,235	258	—	53.2	—
令和4年度	6,908,000	739,905	9,050	8,893	297	—	49.5	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	当施設に係る条例・施行規則に基づき、利用者が公平に使用できる環境を整えられた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則や奈良市総合財団の情報公開要綱に基づき適正に対応された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団内でも会計確認を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない予算で大きな効果が得られる予算執行に努められた。今後も、公の施設担当課として、指定管理者のモニタリングを行うとともに、定期的に経理の適正性を確保するための実地調査を行い、領収書等の証憑書類を基に、委託料が適正に執行されているかの確認を適宜行う。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	施設・備品等の維持、保全業務について迅速かつ適切な対応を心掛けていた。業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えている。また自衛消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制の確立に努められた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主的な事業の実施には至らなかった。	C
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	協力事業は開催されたものの、自主事業は実施されなかった。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	予約システム「e古都・なら」を活用するなど、利用の促進に努められ、市内・市外を問わず利用者の増加につながった。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	光熱水費・燃料費・委託費・人件費等の削減に努められた。しかし、世界情勢の影響等からくる燃料費高騰により、光熱費及び燃料費の高騰に見舞われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	社会福祉協議会や生涯学習財団を交えた、部門ごと・役職ごとの研修会が行われ、職員の資質向上にも努められた。開館時間中は職員が常駐し、施設予約システムにより、受付体制の充実を図られた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを活かし、文化・スポーツ施設が連携できる環境整備に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財政体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の運営管理に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	常に利用者の目線で日々の管理運営を行い、地域間・世代間交流を意識した環境づくりに努められた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進めるスポーツ振興計画に沿った運営をめざし、その地域に合った密着型の事業展開がスポーツ振興につながると考えられている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づいた管理運営が行われた。また、施設と所管課が近距離に位置するため、こまめに報告、連絡、相談を行うことで、両者の連携を円滑に行うことができた。	B
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会責任について認識があり、そのために具体的・効果的な方策があるか。環境負担の軽減に対する取り組みはあるか。	利用者への協力要請を行うなど、節電、節水に努められた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として、適切・効率的な管理が実施できている。 管理者・所管課が連携して、施設の老朽化が進んでいる中、利用者へのサービスを低下することなく施設の管理運営を進めていきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、稼働率が上がるよう、そして、継続できるような、地域に密着した自主事業を企画し、実施できるよう推進してください。 また、利用者の満足度調査等が実施できるよう検討してください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	施設予約サービスを活用し、地域内外に向けた施設のPRを行い、稼働率の向上に努めてください。 →稼働率は若干の増加であった。また、利用者数は対前年比115%増であった。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁生涯スポーツセンター等4体育施設	評価主体	市民部 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで (1年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに、文化の向上に資することを目的として運営する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告の確認(月報)	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和6年6月24日
-------------	-----------------------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	10,829,969	1,672,870	17,900	19,980	258	—	別紙参照	—
令和4年度	10,574,000	1,493,785	17,800	18,066	297	—	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	当施設に係る条例及び施行規則に基づき、利用者が公平に使用できる環境を整えられた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則や奈良市総合財団の情報公開要綱に基づき適正に対応された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団内でも会計確認を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない予算で大きな効果が得られる予算執行に努められた。今後も、公の施設担当課として、指定管理者のモニタリングを行うとともに、定期的に経理の適正性を確保するための実地調査を行い、領収書等の証憑書類を基に、委託料が適正に執行されているかの確認を適宜行う。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	施設・備品等の維持、保全業務について迅速かつ適切な対応を心がけていた。業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えている。また自衛消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制の確立に努められた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主的な事業の実施には至らなかった。	C
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業計画とおりに実施されなかった。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	予約システム「e古都・なら」を活用するなど、利用の促進に努められ、市内・市外を問わず利用者の増加につながるものとなった。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	光熱水費・燃料費・委託費・人件費等の削減に努められた。しかし、世界情勢の影響等からくる燃料費高騰により、光熱費及び燃料費の高騰に見舞われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	社会福祉協議会や生涯学習財団を交えた、部門ごと・役職ごとの研修会が行われ、職員の資質向上にも努められた。開館時間中は職員が常駐し、施設予約システムにより、受付体制の充実を図られた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを活かし、文化・スポーツ施設が連携できる環境整備に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財政体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の運営管理に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	常に利用者の目線で日々の管理運営を行い、地域間・世代間交流を意識した環境づくりに努められた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進めるスポーツ振興計画に沿った運営をめざし、その地域に合った密着型の事業展開がスポーツ振興につながると考えられている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づいた管理運営が行われた。また、施設と所管課が近距離に位置するため、こまめに報告、連絡、相談を行うことで、両者の連携を円滑に行うことができた。	B
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会責任について認識があり、そのために具体的・効果的な方策があるか。環境負担の軽減に対する取り組みはあるか。	利用者への協力要請を行うなど、節電、節水に努められた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として、適切・効率的な管理が実施できている。 管理者・所管課が連携して、利用者へのサービスを低下することなく施設の管理運営を進めていきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、稼働率が上がるよう、そして、継続できるような、地域に密着した自主事業を企画し、実施できるよう推進してください。 また、利用者の満足度調査等が実施できるよう検討してください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	施設予約サービスを活用し、地域内外に向けた施設のPRを行い、稼働率の向上に努めてください。 →利用者数は、対前年比111%増であった。
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール等	施設稼働率(%)	
		令和5年度	令和4年度
1	都祁生涯スポーツセンター (球技場)	24.3%	17.8%
2	都祁生涯スポーツセンター (テニスコート)	25.6%	23.7%
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市斎苑 旅立ちの杜	評価主体	市民部 斎苑管理課
指定管理者	株式会社まほろばの杜 (非公募)	指定の期間	令和 4年4月 1日から 令和19年3月31日まで (15年間)
設置目的	奈良市斎苑 旅立ちの杜における火葬業務等について、ご遺族並びに会葬者の心情に寄り添い、きめ細やかな葬送サービスを提供する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 業務報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認 実地調査(年12回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート(令和5年4-6月実施、回答者数1,183人) 指定管理者主催アンケート(現地記入、ハガキ)(通年実施 214件) 	実地調査実施日	令和5年 4/12、5/19、6/21、7/26、 8/23、9/21、10/26、11/15、 12/20 令和6年 1/24、2/14、3/19
-------------	---	------------	--	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	145,184,000円	164,050,500円	5,000人	5,281人	363日	50%	66%	80%
令和4年度	148,313,000円	149,744,000円	4,000人	5,270人	362日	50%	66%	80%

変動の大きい指標の変動理由 使用料収入について、市内の方は令和4年度から113件減少(前年比約0.97倍)したものの、市外の方は128件増加(前年比約1.15倍)したこと、待合室の利用増に伴い1,430万6,500円の増収となる。

特記事項 令和4年4月1日より施設を供用開始。

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	奈良市火葬場条例及び施行規則に基づき、厳正に使用承認を行っている。また、ホームページによる施設の空き状況の開示しており、施設運営の公平性と透明性を確保している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	Webデザイナーや市と協議の上、利用者目線のレイアウトとした指定管理者による施設独自のホームページを作成。利用料金や施設の空き状況を公開している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守、個人情報の保護及び人権の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	墓地、埋葬等に関する法律、奈良市火葬場条例及び同条例施行規則を含め関係法令を理解し、管理部門職員が職員に逐次指導している。個人情報についても、錠錠できるキャビネットへの保管徹底とセキュリティ体制の充実したNTTデータセンター内にサーバーを設置して、漏洩防止に努める。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	火葬場使用料等の現金の取り扱いについて、警備会社の入金機オンラインシステムを導入し、盗難等のトラブル防止と市への確実な入金に努めた。また、日々の公金徴収業務について、毎日市とのダブルチェックを行い、漏れのない管理体制を構築している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	日常点検に加え、年初に計画した定期点検を予め作成したチェックシートに基づき実施。2年点検を実施し、施設への影響の未然防止に努めた。建物や火葬炉においては、長期修繕計画を定め、施設の長寿命化や維持管理コストの削減を図る。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。 また、利用者の事故等に対する補償及び賠償について具体的・効果的な方策があるか。	監視カメラを必要に応じて適宜増設し、機械警備を併用して24時間365日体制の警備を実施。また、利用者の事故等に対しては、第三者賠償責任保険に加入し有事に備えている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画や要求水準書に沿った事業が展開され、奈良市の火葬業務を滞りなく実施することができた。	B
	自主事業実施計画	自主事業は、利用者の要望に沿った取り組みとなっているか。	売店では菓子類だけでなく、骨壺や数珠、動物火葬用段ボールなど利用者目線の商品構成に取り組み、地元企業の葛餅を直ぐなど地域活性化にも寄与した。利用者のニーズを把握するため、売店で取り扱う商品の要望を募ったり、要望の多い仕出しメニューにお子様メニューを追加するなど積極的な取り組みを行っている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	待合フロアの床や携帯電話やインターネット環境の整備、貸しスリッパの提供など、常に利用者目線での改善を図っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	安全性と利便性を保ち、効率化を中心とした経費削減を進めている。維持管理についても、計画的に実施することで縮減を図っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	維持管理・運営業務を総合的に把握し、統括管理する施設長を中心に人員を配置。積極的に地元雇用を行い、事前に研修を行った上で業務の知識と技術力の向上を図っている。また、防災管理者や食品衛生責任者といった必要に応じた講習も受講している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	指定管理者は、全国で多数の斎場の管理運営実績を有しており、そこで得たノウハウやトラブル事例を共有し、施設計画や維持管理運営マニュアルに反映させることで経費縮減を図っている。また、想定外のリスク発生に備え予備費や内部留保金積立を準備している。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか	SPC(特別目的会社)として、資産の管理・運用それ自体が本業であり、他の事業の影響を受けることはない。会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われており、自主事業なども含め指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、様々な研修を継続的に実施することにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、施設の設置目的を達成するための体制を整えている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携してきた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	施設所管課だけでなく、関連する部署と連動し、施設の設置目的を理解した運営が出来ている。定例会議以外にも市とのコミュニケーションを頻繁にとり、市主催のイベント等にも協力的である。	B
	リスク管理体制の整備	運営に影響が出るリスクとその対応策を事前に想定するとともに、災害等緊急事態が発生した場合においても火葬業務を滞りなく実施できる体制が構築されているか。	災害対策・大規模災害マニュアルを策定しているとともに、有事に備えるとともに、事業期間中の緊急事態発生時にも市外・県外の拠点から24時間以内に現地に応援を派遣する体制を構築している。	B
	地域に根差した事業の実施	市民の雇用や業務に関連する発注に市内の事業者を用いるなど、地域に根ざして事業を進める姿勢はあるか。	維持管理・運営における地元企業の積極的な活用、地元人材の雇用を展開している。また、自主事業の売店並びに仕出しについても地元企業を活用し地域経済発展に寄与している。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者目線で積極的な改善と適正・効率的な施設運営が実施された。引き続き1年間の実績と傾向、利用者の要望に基づく改善の継続を期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度の指示・指導事項となっていた仕出しメニューの改善について、お子様メニューを含めた商品バリエーションを追加した。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ボランティアセンター		評価主体	市民部 地域づくり推進課	
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	(非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)	
設置目的	市民の地域福祉活動への積極的な参加促進を図るとともに、さまざまな分野で広がりをもたせるボランティア活動を支援する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告の確認(月1回) ・相談件数報告の確認(月1回) ・経理状況の確認(月1回) ・ボランティア代表者会議への出席(月1回) 	利用者の満足度調査等	施設利用者アンケート調査を実施。	実地調査実施日	令和6年3月5日
-------------	--	------------	------------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	26,500,000円	-	13,500	11,102	294	-	別紙参照	別紙参照
令和4年度	26,500,000円	-	10,500	9,153	293	-	別紙参照	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	ボランティアセンター利用登録制度と、1ヶ月前からの利用予約受付を実施するほか、利用者に対して時間の遵守を呼びかけるなど平等な利用が確保された。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者がHPを作成し、登録団体の情報、ボランティアの募集情報、イベント情報、助成金などの情報を随時発信していた。また、団体の紹介やボランティアに関する情報を発信する「ボラセンだより」を毎月発行するなど、最新の情報を発信していた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市ボランティアセンターの管理に関する基本協定書に基づき、奈良市ボランティアセンター条例をはじめとする種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	毎年度決算書等の報告が行われ、市担当課が確認を行なっている。公の業務としての経理の重要性の認識があり、経理の執行が適正に行われていた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	奈良市ボランティアセンターの管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき、施設の維持管理は、専門性を有する業者に委託するほか、職員が日常的に点検を行い、異常がある場合は速やかに市に報告した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・火災等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	毎年1回、登録団体と共に「奈良市ボランティアセンター消火・通報・避難訓練」を実施し、非常時に迅速に対応できるよう備えられた。また、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備が進められ、災害時に必要な支援や調整を迅速に行うための体制の確立に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	窓口での相談や貸館業務、講座などの事業を実施し、ボランティア団体への支援を幅広く実施した。	B
	自主事業実施計画	自主実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	ボランティア団体の充実及び新たな人材の育成を図るためボランティア養成講座を実施し、ボランティア活動における技術や知識の拡充に努めている。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用促進、サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各事業ごとに利用者アンケートを実施するなどして、利用者の意見を聴き、サービスの向上に努めていた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コピー用紙などの消耗品の節約や節電に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	適正な人員配置で管理運営が行われた。正規職員から1名、嘱託職員2名、臨時職員から2名が常駐した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員自ら講座の講師を務めたり、セミナーや研修会などに参加したりし、相談技術やコーディネート技術の向上に努めていた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理者である「社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会」は安定的に事業を継続できる財政状況であり、管理運営が困難になる恐れはなかった。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	連携及び情報共有	市と指定管理者が連携を取り合い、施設での運営が効果的に行われたか。	「代表者会議」に市担当課職員も参加し、指定管理者及び利用者と情報を共有した。また、定期的にボランティアインフォメーションセンターと会議を開催し、互いの情報を共有した。さらには、指定管理者は利用状況や相談件数の報告書を市に毎月報告を行っており、連絡を取り合う体制ができています。	B

5. 総合評価

総合評価	ボランティアセンターの設置目的である、市民の自主的な参加による自発的な活動の促進、市民福祉の向上について、指定管理者が指定管理料を効果的に配分しながら、自主事業を展開するなど、費用対効果に優れた管理運営を行うことができた。
指定管理者に対する指示・指導事項	市民活動の拡充、グループ間の交流、活動の支援、利用促進、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備などについて、今後も状況に合わせた積極的な取組が行われることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	令和5年度は、奈良市ボランティア連絡協議会等の団体と協力し、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施した。設置運営訓練後、課題の共有を行ったことで、関係者間の連携がより一層強化された。また、Facebookやホームページを駆使してボランティア人材の発掘及び活動の周知を積極的に行うとともに、講座やセミナーを行いボランティア活動の発展を図ることができた。今後も中間支援組織としての役割を果たし、更なる団体の創出や活動の活性化につながる取組を期待している。
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和5年度	令和4年度
1	会議室1	45.8%	45.0%
2	会議室2	41.0%	40.0%
3	グループ活動室	28.9%	13.2%
4	和室	43.0%	49.0%
5	調理実習室	20.6%	20.8%
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	済美地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	済美地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年2月27日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	538,000	863,400	10,469	12,337	289	34.98	36.80	-
令和4年度	538,000	850,150	9,695	10,469	288	33.45	34.98	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。ロビーのスペースを有効利用するなどして、利用者の多様な希望に応じる工夫がある。又、認知症予防や健康をテーマにしたものや地域内に焦点をあてた事業を開催するなど、地域コミュニティの拠点としての役割を果たす館となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	柳生地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	丹生町自治会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年1月26日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	205,000	0	521	573	366	0.99	0.99	-
令和4年度	205,000	0	493	521	365	1.36	0.99	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域の交流拠点として機能しており、経費節減にも努めながら適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	とみの里地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東登美ヶ丘地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和6年2月1日
-------------	--------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	995,000	3,247,350	43,668	45,968	299	64.41	65.98	-
令和4年度	995,000	3,278,600	40,286	43,668	299	59.98	64.41	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。様々な地域団体が利用しており、毎年恒例の「ふれあい文化祭」は地域住民の交流、ふれあいの場となっている。又、施設の維持管理に対する意識が浸透しており、利用者がルールを守り丁寧に館を利用するよう運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	帯解地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	田中町自治会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年4月5日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	98,000	0	2,185	2,213	366	10.84	11.42	-
令和4年度	98,000	0	1,100	2,185	365	6.14	10.84	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。コロナの影響で開催を中止していた「ふれあいフェスタ」を再開し、地域住民の交流を図り多くの方に参加いただき、また、定期的に会館内外の清掃を行うなど会館の丁寧な維持管理が浸透している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	右京地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	右京地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年1月24日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	213,000	568,500	9,522	13,889	366	38.12	47.73	-
令和4年度	213,000	409,000	7,048	9,522	365	38.64	38.12	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。各団体の活動の推進を図る他、文化振興や地域交流の充実に寄与する自主事業を実施し、地域コミュニティの拠点としての運営が成されており、毎月開催されている「ミニ防災訓練」には、100人ももの参観者があり、防災意識を高められている。また、管理運営方法の見直しを検討し、利用者へのサービス向上につながる取組をされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	朱雀地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	朱雀地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年2月19日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	178,000	610,500	16,764	16,601	359	66.71	65.84	-
令和4年度	178,000	578,680	15,817	16,764	358	59.25	66.71	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。掲示板の利用や業務ルールの遵守等受付業務の合理化により、安定的に継続出来る経営がなされている。又、会館前の広場を整備しキッチンカーフェスタ等地域活動活性化の為に取組を実施しており、地域コミュニティの拠点となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	東市地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東市地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年3月22日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	203,000	702,400	8,810	8,220	322	23.77	19.15	-
令和4年度	203,000	734,200	6,575	8,810	322	14.46	23.77	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理業務を適切に遂行された。地域団体に多く利用され、地域の交流拠点として機能している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	左京地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	左京地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和5年6月16日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	178,000	383,400	5,551	5,788	351	15.28	16.28	-
令和4年度	178,000	304,800	3,944	5,551	351	8.21	15.28	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域で活動する各団体が利用しており、各種団体が連携して街づくりに取組む為の拠点となっており、会館の運営担当者を設定し円滑な会館運営を行っている。また、地域団体との共済事業(カードゲーム)を通して地域住民の交流を深める事業を開催している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	青和地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	青和地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年1月9日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	155,000	457,250	8,176	12,402	358	24.01	37.23	-
令和4年度	155,000	437,370	7,483	8,176	358	21.86	24.01	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。また、地域住民の居場所作りとして、地区社協が主となり様々な事業を開催しているおり、地域活動の拠点として、利用団体の活動の活性化に繋がっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	佐保川地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	佐保川地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月 1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年1月23日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	183,000	901,400	13,963	14,042	366	43.74	39.74	-
令和4年度	183,000	922,900	14,648	13,963	365	47.69	43.74	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。利用者が協力し合うなどボランティアの協力を得ながら、地域住民の活動の拠点として適切に運営され、また地域の各種団体の情報発信の拠点としても活用されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	辰市地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	辰市地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年3月21日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	195,000	100,100	2,996	3,261	259	13.81	12.64	-
令和4年度	195,000	105,900	2,590	2,996	261	8.98	13.81	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。定期的な会館の清掃を行うなど、地域の団体等に有用に活用される施設として維持管理に努めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	月瀬地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	月瀬自治会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年1月26日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	93,000	0	48	103	366	0.13	0.14	-
令和4年度	93,000	7,000	163	48	365	0.21	0.13	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。定期的な会館の清掃や草刈を行うなど、地域の団体等に有用に活用される施設として維持管理に努めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	西大寺北地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	西大寺北地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年2月26日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	443,000	2,640,000	11,982	12,957	354	42.03	42.13	-
令和4年度	443,000	2,694,350	9,706	11,982	354	34.57	42.03	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地元住民の交流拠点として地域の各団体が多く利用しており、利用者が交代制で清掃を実施するなど、施設維持管理の為に丁寧な利用が利用者にも浸透している。また、西大寺北地区ふれあい祭りには地域住民が多く参加しており、地区内の大きな事業の一つとなっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	佐保台地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	佐保台地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年3月22日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	170,000	382,500	5,327	5,823	245	27.41	27.25	-
令和4年度	170,000	408,950	4,346	5,327	245	25.09	27.41	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。また、老朽化した備品の整備をするなど丁寧な施設の維持管理が成されている。利用者の利便性向上の為、利用時間や貸室の用途等について柔軟に対応されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	都跡地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	都跡地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年3月23日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	438,000	762,200	7,006	9,014	343	19.72	23.70	-
令和4年度	438,000	807,250	6,652	7,006	349	19.97	19.72	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。都跡地区ふれあい祭りではふれあい会館にてカレーの炊き出しを行うなど、地域団体との共催事業を通して、地域住民の交流を深める事業を開催している。また、地域交流の場として利用者が有用に活用できるよう、管理業務に努められている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	大安寺西地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	大安寺西地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和5年4月5日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	163,000	282,900	5,204	6,769	366	13.00	14.07	-
令和4年度	163,000	366,850	4,319	5,204	365	10.96	13.00	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。会館及び周辺のイルミネーション展示などの開催により、多世代での交流の場を設定することで、年長者から未就学児まで幅広い層の住民が取り組みに参加しており、地域の交流の拠点となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	東里地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東里地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年3月13日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	148,000	37,200	2,002	1,729	357	8.17	9.29	-
令和4年度	148,000	39,000	1,847	2,002	357	8.17	9.73	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。各種団体やグループに利用されている他、福祉や防災の拠点としての活用に向けて取り組みを推進しており、適切な管理運営が行われている。また、定期的に会館の清掃を行うなど会館の丁寧な維持管理が浸透している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	佐保地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	佐保地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年1月28日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	283,000	736,200	11,085	10,021	298	17.58	18.46	-
令和4年度	283,000	900,000	6,431	11,085	299	16.88	17.58	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	公民館分館の運営ノウハウを活用し、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。インターネットを利用した利用申込方法を導入し、利用者の利便性の向上に繋がっている。より多くの利用者に活用されるよう広報活動にも取り組み、佐保地域ふれあい食堂が開催される等、地域住民の交流の拠点施設となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	伏見地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	伏見地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで (2年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和5年12月19日
-------------	--------------	------------	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	236,000	519,000	4,223	4,767	311	10.68	13.94	-
令和4年度	236,000	545,600	-	4,223	313	-	10.68	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの連合会運営の経験を基に、他のふれあい会館の視察を行う等情報収集を行うとともに、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。ホームページを作成して、情報発信や情報共有にも力を入れ、地域の利用者のニーズに沿ったサービスの向上に努めている。また、地域団体との共催事業で、伏見まつりやオレンジカフェを開催し、地域住民の交流を深めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	明治地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	明治地区自治協議会 (非公募)	指定の期間	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで (2年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和5年12月25日
-------------	--------------	------------	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	236,000	348,400	5,783	5,882	312	9.86	11.68	-
令和4年度	236,000	416,700	-	5,783	313	-	9.86	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	公民館分館の運営ノウハウを活用し、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域の交流拠点として機能しており、経費節減にも努めながら適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならまちセンター	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	市民の連帯感の育成と文化・教養の向上を図り、もって市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、ならまちセンターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・ならまち篝火コンサート(10/27実施)他	実地調査実施日	令和6年6月19日
-------------	--	------------	------------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	106,013,925	5,107,859	-	111,041	77	-	(市民ホール)28.0	91
令和4年度	109,183,088	15,428,160	-	143,337	301	-	(市民ホール)39.9	92
変動の大きい指標の変動理由	令和5年中は壁面工事により貸館を一時休止していたこともあり、全体的に数値が減少した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市ならまちセンター条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開実施規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護、就業規則等の遵守、ワークライフバランスの確保等に努められた。個人情報保護については、具体的に業務スペースへの入室禁止やシュレッダーでの書類処分等を徹底された。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	日常時の保安警備による安全管理に加え、二次避難所に指定されていることから、災害時の危機管理マニュアルを作成し、避難訓練も実施するなど、非常時の対応に対する方策を実施された。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	改修工事による施設休館のため、中止となった事業もあったが、その中で可能な限り、計画に基づき事業を実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	改修工事による施設休館のため、中止となった事業もあったが、その中で可能な限り、計画に基づき事業を実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	接遇の充実、魅力ある事業の展開により、サービスの向上をかけた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組みされた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。令和5年度は大規模工事により騒音等の苦情がならまちセンターに寄せられることもあったが、奈良市と密に連絡をとり、適切な対応が行われた。	A
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	ならまちの中心的な施設のひとつとして、地域住民に対し丁寧な対応を行い、また他施設と積極的に連携するなどして、設置目的である市民の連帯感の育成やふれあい豊かな地域社会づくりに寄与された。	A
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	大規模工事による長期休館があったため昨年度から利用者数は減少したものの、広報活動や芝生広場の利用活性化等により利用者数の増加に努めた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営に努めていただくとともに、複合施設であることを活かし、これまで以上に人々の憩いの場として活用してもらえるよう努めていただきたい。また、令和6年度にリニューアル予定のエントランスを活用しさらなる利用者増に繋げていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	<p>ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営に努めていただくとともに、複合施設であることを活かし、これまで以上に人々の憩いの場として活用してもらえるよう努めていただきたい。また、令和3年度に整備した、高速ネットワーク環境の積極的な利用に努めていただきたい。</p> <p>⇒ならまちの中心的な施設として、地域コミュニティの活性化につながる事業が実施された。また、コンサートの配信等、時代の流れに対応する手法を取り入れた文化発信を実施された。</p>
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	入江泰吉記念奈良市写真美術館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和6年3月31日まで (4年間)
設置目的	奈良に関係の深い写真等の展示及び保存等を図り、もって文化の向上に資するため、写真美術館を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報ほか)の確認 事業評価シートのヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	展覧会でのアンケート調査	実地調査実施日	令和6年4月17日
-------------	---	------------	--------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	117,117,327	7,906,250	-	28,469	269	-	59.1	87
令和4年度	97,431,855	7,115,880	-	27,935	279	-	62.7	87
変動の大きい指標の変動理由	指定管理料の増加については、デジタル事業の予算が計上されたためである。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護、就業規則等の遵守、時間差出勤制度の活用やワークライフバランスの確保等に努められた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、概ね適正な処理であったが、執行にあたってのプロセスを明確にする必要がある。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また備品の廃棄に関しては、産業廃棄物として予算の範囲内で適切に処理された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	日常時の保安警備による安全管理に加え、災害時の危機管理マニュアルを作成し、避難訓練も実施するなど、非常時の対応に対する方策を実施された。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	入江氏や様々な写真家の展示事業を実施された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、デジタル写真講座や広報写真展等、幅広い事業を展開された。また、デジタル事業については入江作品や目録のデジタル化を進められている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	他の美術館や教育機関・観光協会等との交流を深められた。また、外国人観光客の増加に伴い、英語版リーフレットを作成し、外国人観光客のニーズに応えるよう努められた。なお、トラブルについては、平素より来館者を第一に迅速・的確且つ丁寧な対応を徹底し、苦情・トラブルを未然に防止するよう努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	学芸員を確保されるとともに、職員全員が美術館を含む他の文化施設等での業務経験があり、蓄積された施設管理や事業に関するノウハウ、経験、実績を保有されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組みたい。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	入江泰吉の顕彰及び入江泰吉作品の保存・活用に対する考え方	入江泰吉というブランドの今後の展開についてのビジョンがあるか。	山口県や滋賀県で入江氏の展覧会が開催されるなど、全国各地で開催できるように模索されている。館どうし、及び学芸員の連携を活かし写真美術館の発展につなげようとしている。	B
	地域・関係団体・市との連携・協働等に対する考え方	地域との連携・協働等の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策を行ったか。市の方針を十分理解し、連携のための具体的方策を行ったか。	学芸員による奈良教育大学での講演や、奈良市美術館と連携し、博物館実習の受け入れを積極的に行い、さらに自治会とも連携をとるなど、地域との連携をはかった。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	入江作品のみならず、多様な写真芸術に触れることができる美術館として、事業を展開してください。併せて、アンケート等により利用者のニーズの把握、分析を行い、観覧者数、観覧率の向上に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	入江作品のみならず、多様な写真芸術に触れることができる美術館として、事業を展開してください。併せて、アンケート等により利用者のニーズの把握、分析を行い、観覧者数、観覧率の向上に努めてください。 ⇒前年から引き続き、入江作品に加え、多様なジャンルの写真家の展覧会や多数の自主事業を実施された。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市音声館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図り、市民の文化の向上に資するため、音声館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報ほか)の確認 事業評価シートのヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・特別コンサート(アンデスの音楽) ・貸館の利用者アンケート 他	実地調査実施日	令和6年4月23日
-------------	---	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	48,317,023	2,490,060	-	43,470	300	-	(ホール)46.0	100
令和4年度	48,502,898	1,937,350	-	41,752	298	-	(ホール)48.0	100
変動の大きい指標の変動理由	コロナ禍から回復傾向にあり、使用料収入等が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市音声館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また専門業者による保守点検(ピアノ)や法令に基づいた点検も漏れなく行われた。さらに施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。職員数が減っている状態でもいかに動けるかについても検討されている。避難所の指定はないが、災害時には市民が来館すると想定し対応を考えられている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	多世代を対象とした伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先と考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、地域行事へ参加し、受講者・参加者に地域の歴史や文化を伝える取り組みや民話の紙芝居等の出張公演や学校への職員派遣にも取り組み、教育現場でのわらべうた遊びを普及された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	これまでしみんだより、Xなどの広報は行っていたが、令和5年度からはラインを用いての広報を開始しており、より身近な情報発信を行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	これ以上の人員削減があれば、休館等を増やすなどの対応が必要となるが、業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施された。シフトの体制上、臨時職員を取りづらい状況である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組みられた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	長年にわたり培ってきた地域及び関係団体との関係をさらに推進しされ、市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	他施設事業との企画連携を行ったほか、地域の高齢者の出かける機会を作られたり(文化と福祉の連携)、市民にとって様々な活動の拠点になるように取り組まれた。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	「HP・館内掲示の充実」「アンケートの実施」「自主事業の充実」を目標に掲げていたが、具体的な達成数値等の提示がなかった。	C

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	多世代を対象とした伝統文化の普及啓発のための事業の実施、より効率的な施設管理に努め、地域に密着した施設運営を目指してください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	多世代を対象とした伝統文化の普及啓発のための事業の実施、より効率的な施設管理に努め、地域に密着した施設運営を目指してください。 ⇒音声館の設置目的に沿ったわらべうたや伝統文化の普及啓発事業を継続して実施したほか、地域および関係団体との関係をさらに推進し、地域の様々な活動の拠点となることを目指した。また、簡素で効率的な施設管理に努めるとともに、動画配信等、SNSを積極的に利用し新しい生活様式を意識した文化発信を行った。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	名勝大乘院庭園文化館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	株式会社 奈良ホテル (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年4月31日まで (5年間)
設置目的	市民の文化の向上を図るとともに、市民及び本市を訪れる観光客の観覧と利便に供するため、名勝大乘院庭園文化館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報ほか)の確認 事業評価シートのヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・庭園講座 他	実地調査 実施日	令和6年4月23日
-------------	---	------------	---------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	12,360,000	669,300	-	29,443	301	-	(展示室)76.6	90
令和4年度	12,460,000	442,200	-	29,238	298	-	(展示室)58.3	85
変動の大きい指標の変動理由	利用者数はほぼ横ばいしているが、コロナ禍から回復傾向にあることの影響で貸館利用者が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	利用者からの要望等があるが、条例・規則に基づく使用のルールをスタッフがしっかりと認識しており、一部の市民を優遇することなく、公平性を担保している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	具体的な情報の請求案件はなかったが、奈良市情報公開条例にもとづき、指定管理事業等に関する書類は開示する可能性があることについて認識がある。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設管理に関する各種法令に基づき、適切に業務を行っている	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、一部資料作成時の誤記などはあったものの、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	仕様書に基づき、維持管理を行っている。機器類の故障にあたっては、速やかに市へ報告しており、利用者の不便とならないよう柔軟に対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	電源設備などについても火災等につながらないよう、一部の使用を制限するなど、安全管理に努めている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	文化講演会や庭園講座、他施設と連携した展示会など多様な事業を実施された。 施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、庭園講座等、立地や施設の特徴を活かした事業を開催されたが、指定管理選定時に計画していた事業等については進められていない。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	しみんだより、デジタルサイネージの活用、各種情報誌へのPRなど広報活動を強化し、より多くの市民・観光客の方に来館していただけるよう努められた。また、インバウンド需要の高まりに伴い、外国語での対応を行うなど効果的な方策が行われた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができています。経年劣化に伴う故障が多く、修繕費の増額を希望されている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	施設管理を適切に履行する最低限の職員配置とした。窓口業務に当たり親切的な対応に努めるため、適宜必要な研修(接客、館内案内、電話受付等)を行なわれた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	旧大乗院敷地内に建つ歴史ある奈良ホテル故に、お客さまに対して大乗院庭園を紹介・説明してきた経験に基づき、来館者に対応している。また、安全確保について、年2回の消防訓練の実施、避難経路の確保、文化館内の収容人数制限(最大125人)等に配慮した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	独立性を保ちながら、奈良ホテルとしても当施設は相乗効果が得られる対象である。財務状況に問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	名勝大乗院庭園文化館の今後の利活用についてのビジョン	名勝大乗院庭園文化館の今後の利活用についてのビジョンがあるか。	ならまちの中心施設の1つとして、他施設と連携し観光ルートの案内を行った。また、旅行者が気軽に立ち寄ることができるような環境づくりを心がけており、旅行者ノートの設置や、外国語での案内も実施している。	B
	地域・関係団体・市との連携・協働等に対する考え方	地域との連携・協働等の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策を行ったか。市の方針を十分理解し、連携のための具体的方策を行ったか。	文化講演会や庭園講座、他施設と連携した展示など、庭園文化の普及やならまちの振興を図った。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	入館者数増加を目指し、これまでの取り組みだけでなく、集客に繋がる新たな事業の企画、既設設備の見直し・改良などを実施してください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	入館者数増加を目指し、これまでの取り組みだけでなく、集客に繋がる新たな事業の企画、既設設備の見直し・改良などを実施してください。さらに、令和2年度に会議室に設置した机と椅子の広報も行うなど、貸館利用者及び利用率の向上に努めて下さい。 ⇒過去の実績(データ)を元に、予約管理をきめ細やかにし、貸室利用の予約を効率よく運用し、利用者及び利用率の向上に努めた。2022年2月より開始したインスタグラムを活用し、より文化館の認知度を高め、より多くの方の利用やコロナ禍で利用が減少している外国人へのへの利用につなげた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	なら100年会館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	奈良市制100周年を記念して、市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため、本市に市民ホールを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・0歳からのオーケストラコンサート with 大阪交響楽団(2/12実施)他	実地調査実施日	令和6年4月17日
-------------	--	------------	--	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	377,279,007	51,222,228	-	225,053	305	-	(大ホール)47.1	84
令和4年度	381,527,084	48,288,839	-	166,402	302	-	(大ホール)43.1	94
変動の大きい指標の変動理由	人々の行動意識が変化し、コロナ禍前の水準(約25万人/年)に戻りつつあるなど、利用者数が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	なら100年会館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開実施規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護、就業規則等の遵守、ワークライフバランスの確保等に努められた。個人情報保護については、具体的に業務スペースへの入室禁止やシュレッダーでの書類処分等を徹底された。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	日常時の保安警備による安全管理に加え、二次避難所に指定されていることから、災害時の危機管理マニュアルを作成し、避難訓練も実施するなど、非常時の対応に対する方策を実施された。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	文化芸術によって人生を豊かにする事業の充実に努められた。また、施設管理事業においては、安心・安全を最優先と考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	令和5年度は42件の開催、のべ60,073人の参加があり、事業計画書(44,000人)以上の効果が得られた。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	アウトリーチ事業の開催、チケットのインターネット販売、予約管理システムの整備等、利用の促進・サービス向上に関して具体的な効果的な方策を講じた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱費の高騰により年度途中での指定管理料の追加支払いがあったものの、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組みました。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	学校との連携、市民フェスティバル運営委員会との連携、奈良県との連携等を行い、地域との連携をはかった。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	令和3～5年度にかけて施設利用率を上昇させるという目標については達成できている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、奈良の文化振興における拠点施設として、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、令和2年度に整備した高速ネットワーク環境を利用するなど、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう努めていただきたい。また、施設・設備の劣化に伴い、これまで以上に安全性の確保が求められるため、市と協力・協議のうえ、適切な施設管理に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	奈良の文化振興における拠点施設として、「奈良が誇る歴史文化を活かした公演」をはじめ、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、令和2年度に整備した高速ネットワーク環境を利用するなど、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう努めていただきたい。また、施設・設備の劣化に伴い、これまで以上に安全性の確保が求められるため、市と協力・協議のうえ、適切な施設管理に努めていただきたい。 ⇒指導事項を念頭に置き事業の見直しを行い、令和4年度は新たに「0歳からのオーケストラコンサート大阪交響楽団」、万葉オペラ・ラボ事業の後継事業として奈良子ども伝統文化協会との協働で「なら100伝統芸能子ども文化祭」を実施した。施設・設備の経年劣化に伴う安全性の確保については、継続して市と密に協力・協議を行い適切な施設管理に努めました。貸館で高速ネットワーク環境を利用した講演会や会議を開催。人気溢れるアーティスト達のコンサートの実施、市民の芸術文化鑑賞を高める落語会や愉快な仏教講座、子ども達やファミリー向けのコンサートや人形劇、当館の持ち味を生かした3種のピアノの弾き比べができる試演会を開催する等、事業数を増やし、幅広い年齢層の市民の方々に音楽鑑賞やLIVE公演の素晴らしさを体感していただくことができた。また、健康いきいき講座(ヨガ、ピラティス等)を開催し、市民の健やかな日常生活の一助に寄与することができた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	なら100年会館駐車場	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	日本パーキング株式会社 (公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため設置された市民ホール利用者のための駐車場		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報ほか)の確認 事業評価シートのヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和6年4月17日
-------------	---	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用車数 (台)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	3,614,000	12,248,650	—	21,044	364	—	—	—
令和4年度	4,899,026	8,879,250	—	15,255	364	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由	コロナ禍から回復傾向にあり、100年会館の利用者が増加したことに比例し、当駐車場の利用者数も上昇した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	グループ共通のコンプライアンス憲章を策定し、法令順守に取り組んでいる。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、防災グッズは完備されている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	プリリアオーナーズクラブへの奈良情報掲出や、奈良の観光ポスターの指定管理者の運営する駐車場への貼り出しといった事業を行い、利用者増に向けた方策を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	近隣店舗やホテル等との連携(割引等)を行うことで利用の促進をはかった。苦情・トラブルについては現場での迅速な対応を行ったほか、市への報告も欠かさず行っていた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	令和5年度は光熱水費の単価が上昇したものの、節電に努めたことにより他の予算を圧迫することなく、効果的に施設を管理運営できた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	原則職員は常駐しておらず、奈良市営JR奈良駅駐車場の人員での営業フォローを行っており、人権費の削減がはかられている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	類似駐車場の管理実績を生かし、接遇研修や問題解決力育成研修などを実施し人材育成に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	本社の経営状態は、健全な経営と安定した財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域経済に対する配慮	市民の雇用及び業務委託を行う場合は市内の事業者を用いるなど地域経済を考慮しているか。	常駐のアルバイトは地域の住民を採用しているほか、近隣の店舗やホテルに駐車場の提携サービスを展開している等、地域経済の活性化を考慮している。	B
	中心市街地における交通政策に対する配慮	中心市街地への自動車流入を防止するための具体的かつ効果的な方策を行ったか。	車道に同駐車場への案内看板を見えやすいところに設置する等、中心市街地への自動車流入を防止するための方策を行った。	B
	100年会館利用者に対する配慮	100年会館の利用者に対してのインセンティブについて、具体的な手法・方策を行ったか。	混雑時には職員を増員する等の対策を行ったほか、案内看板の設置、傘やベビーカーの無料貸し出しを行うことで、100年会館利用者への配慮を行っていた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	なら100年会館の附設駐車場として、なら100年会館と連携した施設管理を行うよう努めてください。また、利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	<p>なら100年会館の附設駐車場として、なら100年会館と連携した施設管理を行うよう努めてください。また、利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。</p> <p>⇒公共駐車場としての安心・安全の提供をめざし、予防保全管理を前提とし、施設管理や危機管理の体制を構築された。現場管理人や定期巡回スタッフにはマスクの着用を義務付け、感染拡大防止に努められた。</p>
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杉岡華邨書道美術館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	書道作品及び資料の保存、展示等を行い、市民の書道芸術の学習、鑑賞等に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、書道美術館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	来場者アンケート ・松崎コレクションの古筆と古写経(4/23~5/21)他	実地調査実施日	令和6年4月23日
-------------	--	------------	--	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	35,716,000	593,460	-	4,676	284	-	-	97
令和4年度	35,988,738	467,220	-	4,134	283	-	-	96
変動の大きい指標の変動理由	コロナ禍から回復傾向にあることの影響で利用者が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	鑑賞や体験講座において、すべての利用者に分け隔てなくサービスを提供し、安心安全に利用できるよう適切な美術館運営を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備されている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設管理に関する各種法令に基づき、適切に業務を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	施設における一定規模以上の改修が必要な案件については市へ報告することを認識しており、仕様書に定める水準を満たしている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	職員の館内巡回による目視確認のほか、警備会社への委託により保安に努めている。また、事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	年間の目標来館者数を倍増の1万人としたがそれには届かず、目標水準を下回ったものの、事業は計画に基づき実施された。杉岡作品のみならず、著名な書家の作品展や、京都教育大学と連携した事業を開催した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	年間の目標来館者数を倍増の1万人としたがそれには届かず、目標水準を下回ったものの、事業は計画に基づき実施された。夏休みクイズや筆書き体験コーナー等では子どもが書に触れる機会を提供した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	作品解説や書道に関する質疑応答等に対応し、今後の事業に反映できるよう努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	令和5年度は光熱水費の単価が上昇したものの、比較的暖冬であったこと、節電に努めたことにより他の予算を圧迫することなく、効果的に施設を管理運営できた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	利用者等の利便性を損なうことなく、運営を継続していることから、適切な人員配置が行われている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組みられた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	杉岡華邨の顕彰及び杉岡華邨作品の保存・活用に対する考え方	杉岡華邨というブランドの今後の展開についてのビジョンがあるか。	杉岡華邨の作品展示だけではなく、杉岡華邨のエピソード等を説明することで、より作品に深みをもたらすことができた。また、令和2年に会館した「下北山村杉岡華邨記念館(吉野郡)」とも連携し、実施することができている。	A
	地域・関係団体・市との連携・協働等に対する考え方	地域との連携・協働等の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策を行ったか。市の方針を十分理解し、連携のための具体的方策を行ったか。	名勝大乗院庭園文化館や奈良市役所内などで巡回展示を行い、地域の活性化に努められた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	年間の来場者数の目標数値については、過去の実績等を考慮し、実現可能な数値を設定すること。幅広い市民が杉岡作品・書道文化に触れる機会を提供し普及啓発に努めるとともに、展覧会・講座においてアンケートを実施することで利用者のニーズを的確に把握し、適切な施設運営を実施するよう努めてこと。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	幅広い市民が杉岡作品・書道文化に触れる機会を提供し普及啓発に努めるとともに、展覧会・講座においてアンケートを実施することで利用者のニーズを的確に把握し、適切な施設運営を実施するよう努めていただきたい。 ⇒インターネット配信を利用した書道文化普及などの取り組みを進め、書道の普及に努めた。今後も、アンケートなどを通して利用者のニーズを的確に把握し、さらに適切な施設運営に努めていただきたい。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部会館市民ホール	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	公益財団法人 奈良市生涯学習財団 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで (1年間)
設置目的	市民の連帯感の育成と文化の向上を図り、もってふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、市民ホールを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報ほか)の確認 事業評価シートのヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	令和5年度に指定管理者が新たに「公益財団法人 奈良市生涯学習財団」となったことで、自主事業がなくなり、利用者満足度を算出できていない。今後は、貸館利用者や企画事業を対象とした満足度調査を行うよう指導していく。	実地調査実施日	令和6年4月17日
-------------	---	------------	--	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	31,979,000	12,864,135	-	34,116	303	-	(ホール)46.8	-
令和4年度	40,855,952	11,506,830	-	28,498	300	-	(ホール)43.1	95

変動の大きい指標の変動理由 令和5年度に指定管理者が新たに「公益財団法人 奈良市生涯学習財団」となったことで、西部会館4階の公民館との連携が可能となり、結果、指定管理料が減少した。

特記事項

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市民が公平に利用できる環境を整えられた。また、ホールの利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則、公益財団法人奈良市生涯学習財団情報公開要綱等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	法人が定める定款、規則、規定及びその他のマニュアル等の遵守や、年3回の評議員会を開催され、客観的な視点から経営の監視・監督を行う体制を作られた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施され、さらに定期的(週1回)な備品目録の確認を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	防犯・防災に関する計画や対応マニュアルを作成され、職員への周知、情報の共有等を実施された。また、利用者の事故等に対する補償及び賠償として全国公立文化施設協会保険制度に加入された。さらに、西部会館全体の避難訓練に年2回参加され、非常時に備えられた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	市民の連帯感の育成と文化の向上、ふれあい豊かな地域社会づくりに寄与された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	自主事業は実施無し	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	案内ポスターやチラシの作成、各種公演情報のウェブサイトへの掲載など、市民が利用しやすい環境づくりに努められたが、事業アンケート実施によるニーズの把握ができていなかった。	C

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設管理については、予算内で、快適な環境維持に努められた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正に職員を配置され、コロナ5類移行後に会館利用者数が増加となり、人員については厳しい状況の中、適切に運営業務にあたられた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組みられた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組みたい。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	公民館運営で培ったノウハウを生かし、地域団体との協働事業に積極的に取り組み、西部地域における地域住民の交流を促進するように努められた。	A
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	指定管理1年目においては、多様な対応を求められることもあったが、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、掲げた目標の達成に向けて尽力された。	B

5. 総合評価

総合評価	文化施設を運営することに対してのノウハウが不足している中、舞台運営業者等と連携し、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	アンケートの実施により市民ニーズを的確に把握し、より質が高く市民に求められる事業を展開するとともに、効率的かつ安全・安心な施設管理に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	アンケートの実施により市民ニーズを的確に把握し、より質が高く市民に求められる事業を展開するとともに、効率的かつ安全・安心な施設管理に努めていただきたい。 ⇒施設の運営管理において、効率的かつ安全安心な施設管理を行った。事業においては、西部公民館等との共催事業を充実化していくなど、質が高く市民に親しまれる事業を提供していけるように努めた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市美術館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、美術館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	来場者アンケート ・「絵本作家 岡田よしとか展」ほか	実地調査実施日	令和6年4月17日
-------------	--	------------	-------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	34,247,022	4,810,000	-	56,455	304	-	(第1展示室)96.0	98
令和4年度	33,585,250	4,880,000	-	40,309	300	-	(第1展示室)70.1	98
変動の大きい指標の変動理由	稼働率の上昇は、奈良県文化会館展示室が休館となり、市内の展示ができるスペースが少なくなっていることも要因のひとつと考えられる。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	貸館業務においては特定の団体・個人を優遇するようなことはなく、厳正な抽選を行うなど、公平性のもとで業務を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	具体的な情報の請求案件はなかったが、奈良市情報公開条例にもとづき、指定管理事業等に関する書類は開示する可能性があることについて認識がある。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設管理に関する各種法令に基づき、適切に業務を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	施設における一定規模以上の改修が必要な案件については市へ報告することを認識しており、また小修繕は指定管理者において行うことの認識がなされている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	防犯カメラの活用をはじめ施設内の安全管理は適切に行われている。また館主催事業においては展示品に対する保険対応なども行われている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	奈良県文化会館の休館等による影響で利用者数が増加しているなか、多数の利用申請に対して適切に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	館の企画事業においては、それぞれの企画の趣旨・目的に対して妥当性のある企画内容が行われており、計画に見合う形での実施を確認することができた。オープンミュージアムプロジェクトとして開催した「絵本作家岡田よしとか展」においては、目標の5,000人大きく超える7,180人の来場があった。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用希望が多くなっていることから、抽選の結果使用ができない人からの苦情が生じているが、別の利用機会の案内などを適切に行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができています。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	人事異動等によりスタッフの交代があったが、利用者等の利便性を損なうことなく、運営を継続していることから、適切な人員配置が行われている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	市内の他の美術館を運営しており、連携等をとることができている。今後は、職員の研修等に積極的に参加してもらいたい。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	企画事業のいくつかにおいては、奈良市と連携して企画を行っており、企画段階から実施後の振り返りまで両者が参加しており、担当者会議等を通じて、課題共有ができています。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市美術家協会などの市内文化芸術団体と連携した事業展開を継続して行うことで、良質な関係を構築することができている。また、奈良女子大との連携企画を展開している。今後はさらなるネットワーク構築が期待できる。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	施設の稼働率は大きく目標を上回っており、貸館業務対応も増えているが着実に進めることができています。企画事業の多くで高い参加率があり、また参加者数が少ない事業では団体との連携を重要視するなど、事業の特性に応じた効果的なアプローチをみることができている。	A

5. 総合評価

総合評価	令和5年度については施設稼働率が著しく増加しており、抽選に外れた方には施設職員が説明などを適切に行うことで理解を得ることができている。企画事業についても美術に興味がない人でも気軽に訪れることができるような意識が感じられ、来館者数実績も目標を上回るものが多く、効果的な事業運営を見ることができた。今後は、発信力が高い展示会を企画するなど、県外在住者などにも訴求力が高い事業展開を期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	これまでの施設管理運営を継続しながら、より魅力的な企画を実施できるよう検討いただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度：周囲の状況・利用者のニーズをアンケートの実施等により適切に把握し、利用者増加に向けた事業の企画・実施に取り組んでいただいた。 ⇒オープンミュージアムプロジェクトとして開催した「絵本作家岡田よしとか展」においては、目標を大きく超える7,180人の来場があり、気軽に来館してもらえるような企画を行うことで利用者増加につなげることができている。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市北部会館市民文化ホール	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで (1年間)
設置目的	市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持を図り、もって市民の福祉の増進に資するため、北部会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	ホール貸館利用者に対するアンケート	実地調査実施日	令和6年4月17日
-------------	--	------------	-------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	22,704,351	6,054,295	-	46,246	306	-	(ホール)61.7	98
令和4年度	32,988,738	7,549,910	-	57,658	300	-	(ホール)64.1	97
変動の大きい指標の変動理由	令和4年度から5年度にかけて、指定管理者が奈良市総合財団から奈良市社会福祉協議会に変わり、指定管理料が大幅に減少した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市北部会館市民文化ホール条例に基づき、市民が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開実施規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例、個人情報の保護に関する規則及び奈良市社会福祉協議会経理規定等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、団体の会計規則に基づき適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	日常点検等を徹底することで安全管理に努められた。また、緊急時連絡網や消防計画等の作成により緊急時の対策を行っていた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	空調機の整備により休館を余儀なくされた期間があったものの、その中でもできるだけ事業を開催しようと日程を変更するなど尽力された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	空調機の整備により休館を余儀なくされた期間があったものの、その中でもできるだけ事業を開催しようと日程を変更するなど尽力された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業のしみんだよりやHPの掲載等により利用促進をはかられたほか、アンケートなどにより市民のニーズを把握するなど、幅広い世代が気持ちよく利用できるようなサービスの向上に努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱費の高騰により指定管理料の追加支払いがあったものの、4年度から大幅に減少した指定管理料の中で最大限工夫し、削減に努め、問題なく施設を管理運営できていた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。必要に応じて、同館2階の福祉センターとの連携を行った。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組みられた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	第2次奈良市文化振興計画に基づき、奈良市の文化振興の推進を図られた。市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	地域福祉における連携のノウハウを生かし、地区社会福祉協議会、地域の関係機関や各種団体と連携し、各種活動場所の提供や提案を通じて施設の利用促進を図られた。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	指定管理1年目においては、既存事業の継続実施とホール利用時の施設利用者への丁寧な説明、対応により施設利用における不安解消に努められた。利用者の現状とニーズ把握に努め、次年度以降の事業展開に生かそうと取り組まれている。	A

5. 総合評価

総合評価	文化施設を運営することに対してのノウハウが不足している中、舞台運営業者等と連携し、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	アンケート実施の継続により詳細な市民ニーズの把握に努め、文化講座の内容等を精査することで、より多くの市民が求める事業を実施し、幅広い世代が利用できる施設運営に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	アンケート実施の継続により詳細な市民ニーズの把握に努め、文化講座の内容等を精査することで、より多くの市民が求める事業を実施し、幅広い世代が利用できる施設運営に努めていただきたい。 ⇒利用者向けアンケートを実施し、利用者層の把握、ニーズ把握に努めた。文化講座については指定管理者の変更に伴い、前年度団体を実施していたものを引き継ぐ形で令和5年度は実施したが、アンケートの結果から利用者年代層の固定化が見られるため、今後市民のニーズや新たな年代層の取り込みにむけて事業の展開に努める。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	入江泰吉旧居	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	奈良を愛した写真家入江泰吉の旧居を保存し、及び活用することにより、その業績の顕彰を図り、もって奈良を愛する心を育むとともに、文化の向上に資するため、入江泰吉旧居を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート イベントでのアンケート	実地調査 実施日	令和6年4月17日
-------------	--	------------	-------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	10,682,000	803,600	-	5,744	311	-	-	94
令和4年度	10,566,000	480,900	-	3,974	306	-	-	95
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、利用者が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入江泰吉旧居条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えた。また、講座等については、しみんだよりやホームページで告知、事前応募を原則とし、必要な場合は厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。緊急時の即時対応のために市職員と連絡先を共有されている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	旧居を保存し活用することにより入江氏の業績の顕彰を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先と考え、計画どおり施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、入江氏に関する各種講座、散策ツアーなどを実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	HPやSNSを活用した広報を行うことでイベント情報や施設情報を広く発信することで、市民や観光客が利用しやすいよう努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組みられた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲をもって取り組まれた。	B
	文化振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、文化振興についてのコンセンサスがあるか。	来館者に入江氏の作品を生み出した場所を感じ取ってもらえるように工夫され、計画に沿って取り組まれている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できたか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。市の方針に対する理解は十分である。	B
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会的責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。環境負担の軽減に対する取り組みを行ったか。	ペーパーレス化を目指し、ごみの削減にも取り組まれている。市の通達に準じて、市と連携しながら環境保全に取り組まれている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	これまでの実績を分析し、入江泰吉氏の功績や作品の魅力を広く発信するとともに、文化活動の場としての施設運営を推進するために、具体的なスケジュールを立てて、事業実施に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	これまでの実績を分析し、入江泰吉氏の功績や作品の魅力を広く発信するとともに、文化活動の場としての施設運営を推進するために、具体的なスケジュールを立てて、事業実施に努めていただきたい。 ⇒入江泰吉の人となりに触れる各種講座やコーディネーターによる旧居案内など、事業計画に基づき多様な文化事業を実施された。
-------------------	--